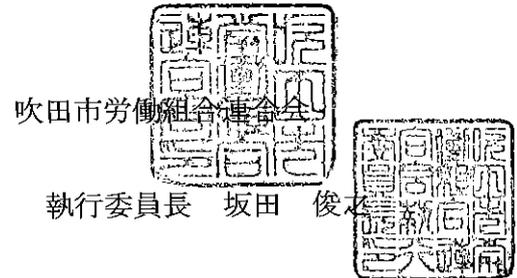


2020年5月13日

吹田市 長
後藤 圭二 様



2020年夏季重点要求・一時金要求書

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態下における取り組みに敬意を表します。

私たちは新型コロナウイルス感染症拡大を防止し、住民のいのちとくらしを守るため、自治体職員として全力をあげ奮闘しています。そのような状況のもと、私たちは「2020年夏季くらしと職場改善アンケート」を実施し、その集約結果に基づき、下記のとおり一時金等に関する要求を決定しました。

職員の生活実態・労働実態を踏まえ、誠意ある回答を行うよう求めるとともに、交渉を申し入れます。

記

1 新型コロナウイルス感染症対応に関する要求

- (1) 新型コロナウイルス感染症対応にあたる職場に、マスク、防護服、消毒液などの物資を供給すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症対応の際の防疫等作業手当について増額すること。
- (3) 感染リスクや長時間労働などで強いストレスにさらされる職員のメンタルヘルスなどの健康管理対策を講じること。
- (4) 市民のいのちを守り奮闘する市民病院職員の処遇改善のため、市として市民病院に対し財政措置を講じること。
- (5) 学童保育職場など、新型コロナウイルス感染症対応で著しく繁忙となり長時間勤務を続けている非正規職員に対し処遇改善を行うこと。
- (6) 職場の「密」を避けるため、特別休暇や在宅勤務の趣旨を周知し、どこの職場でもこれらの制度を活用できるよう運用すること。
- (7) 高齢期職員をはじめ、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患）を有する職員や透析を受けている職員、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている職員については、り患した場合に重症化するリスクが高いと考えられるため、妊娠している女性職員に準じた特別休暇を付与すること。また在宅勤務制度の活用等、当該職員への配慮を行うこと。

(8) 要介護者の通所する介護施設が新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休業となった場合で、要介護者の介護又は世話を行うため勤務しないことがやむを得ない場合には、「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る特別休暇」として「必要と認められる期間」付与すること。

(9) 長期在職休暇及び結婚休暇については、外出自粛のために旅行をすることが困難な状況のもと、休暇の趣旨を踏まえ「取得できる期間」を先に延ばすなどの柔軟な対応を行うこと。

2 夏季一時金要求

(1) 本年度の夏季一時金として、2,77か月＋59,000円を支給すること。

(2) 一時金加算制度の見直しを行い、主任5%、主査10%の加算を行うこと。

(3) 再任用職員及び会計年度任用職員の夏期一時金等について、定年前の正規職員との一切の格差を解消し、支給すること。

3 夏季における処遇改善要求

(1) 夏期休暇として8日を付与し、休暇が取得できる体制を保障すること。

(2) 夏季における職員の健康管理対策として、特に今期は新型コロナウイルス感染症対応による健康管理の必要性を鑑み、家庭用常備薬の配付を拡充すること。

(3) 庁舎内の空調運転については、職員が快適に業務でき、来庁者も快適に利用できるように実施すること。あわせて労働安全衛生法及び事務所衛生基準規則を遵守し、本庁の時間外勤務時の冷房運転を行うこと。

4 中核市移行にふさわしい賃金・諸手当改善要求

(1) 新規採用者の処遇改善を行うこと。当面、給料の格付けを4号引き上げること。期間率を撤廃すること。事務服を貸与すること。

(2) 再任用職員の職務・職責に見合った給料表の等級への格付けを行うこと。なお、定年引上げについては労使合意で行うこと。

(3) 採用辞退者の多い職種の人材確保策として、他市の事例も参考に、「帰省手当」「奨学金返済補助」などの策を講じること。

5 会計年度任用職員の残課題解決・処遇改善要求

(1) 会計年度任用職員（経験加算職種）の報酬上限を撤廃すること。職務・職責に見合った給料表の等級への格付けを行うこと。

(2) 今年4月に会計年度任用職員に移行し継続任用された職員の今期の期末手当に期間率を適用しないこと。

(3) 短時間勤務会計年度任用職員の、所定労働時間を超えた勤務は100分の125の割増率とすること。

(4) 短時間勤務の職員について、慢性的な超過勤務が発生している場合は、適正な勤務時間の設定を行うこと。

(5) 会計年度任用職員へ長期在職休暇をはじめとする特別休暇を設けるなど、正規職員との格差を是正すること。

6 ワーク・ライフ・バランス実現のために人員増を

職員のワーク・ライフ・バランスの改善と長時間過密労働を改善するために、業務量に見合う必要な人員・職種を前倒し採用も含め来年度採用により確保すること。とりわけ、病欠や育児に関する休暇者のいる職場に対する人員配置が行えるよう、第3期職員体制計画で示した予備定数40名の確保が可能な職員採用を行うこと。予備定数による職員配置の適用職種を拡大すること。

7 災害時の対応に関する要求

災害時における帰宅困難時の特別休暇を正規職員にも早急に制度化すること。また、通勤困難時、帰宅困難時にやむなく通勤経路を変更した際の交通費についての実費弁償を行うこと。職場への防災用品の配備を行うこと。災害時の学校職場における学校校務員や給食調理員の役割を明確化すること。非正規職員の位置づけを明確化すること。

8 職場環境・福利厚生要求

(1) 本庁のトイレを来庁者も職員も快適に利用できるよう、故障箇所を早期に修繕すること。本庁舎改修基本計画に基づく庁舎設備のバリアフリー化と改善については、トイレには感染症予防に配慮した設備（自動水栓、自動水せっけん供給栓、手を触れずに開閉できる出入り口の扉等）を設置すること。障がいを持った職員や男女職員の意見を聞き進めること。

(2) 職員会館が「密」を避けるための昼食会場として利用しやすくなるように、昼休みに4階の空調運転を行うこと。3階の空調を修繕すること。1階ロビーを職員の休憩スペースとして活用すること。職員会館の利用のあり方や耐震化について、職員厚生会での検討をすすめること。